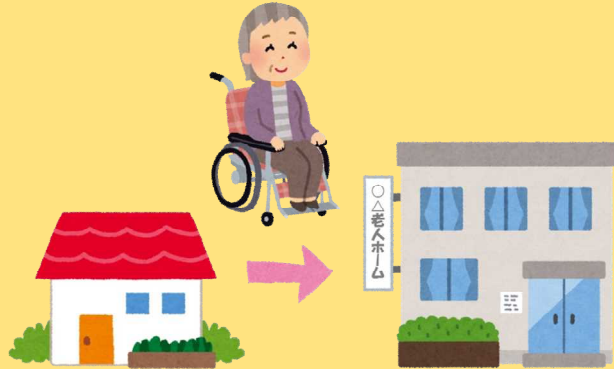


おまけ

Q 問題です

一人暮らしの高齢者が、老人ホームに入所することになりました。家をきちんと管理していくには、どうしたらよいですか？



A 管理する人を決め、近所に伝えよう

入院や施設入所などで長期間家を空ける場合は、家族に協力を依頼し、近所や自治会に連絡しましょう。



緊急の場合に備え、できれば本人や家族の連絡先を伝えておくことも大切です。

◎管理を委託するのも方法の一つ

空き家になった後の管理を親族などに依頼できない場合は、管理サービス会社などに委託（郵便受けの整理、建物のチェック、不法投棄の確認、換気など）することもできます。

厚木市シルバー人材センター ☎(046)224-9585 でも、空き家の見回り業務を請け負っています。

ポイント 空家法の要点

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家法）が完全施行されました。主な内容は、次のとおりです。

- 💡 市は、空き家所有者に関する「固定資産税の課税情報」「戸籍」などの個人情報を取得できる。
- 💡 危険または著しく迷惑な空き家「特定空家等」と市から勧告を受けると、土地の固定資産税の減額措置（6分の1に減額）の対象から除外される。
- 💡 市は、特定空家等に立ち入り調査ができる。（拒否した場合は、20万円以下の過料）
- 💡 市は、特定空家等の所有者に、家屋の修繕や庭木の伐採などを命令できる。（従わない場合は、50万円以下の過料）
- 💡 所有者が命令に従わない場合、市が代執行し、費用を所有者に請求できる。

メモ 相談・問い合わせ窓口

●空家問題全般 空家法、空き家の管理、 その他空き家問題全般	住宅課 ☎(046)225-2330
●生活衛生 雑草や庭木の繁茂、ごみの散乱などの生活衛生	生活環境課 ☎(046)225-2750
●火災予防 枯草や可燃物の放置などの火災予防	消防本部予防課 ☎(046)223-9371
●建物の維持管理 建物の倒壊、屋根や外壁の脱落など建物の保安	建築指導課 ☎(046)225-2432
●防犯 防犯上の相談	セーフコミュニティ 暮らし安全課 ☎(046)225-2148
●専門・一般相談 弁護士、司法書士、行政書士などによる相談	総合相談コーナー ☎(046)225-2100

【企画・発行】厚木市 住宅課 住宅政策係 ☎(046)225-2330

みんなで取り組もう空き家対策

大切な我が家を上手に引き継ごう

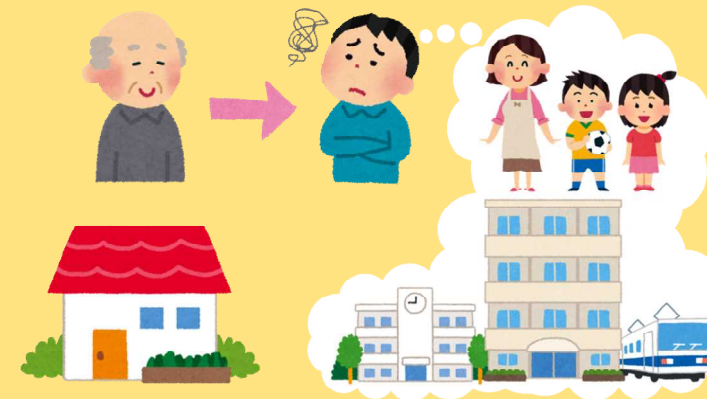


親の答え

Q 問題です

親は実家を、子に相続させたいのですが、子は既に別の場所で新しい生活を送っています。親子はそれぞれ、どうしたらよいですか？

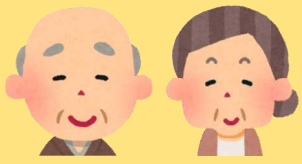
※答えは中面をご覧ください。



子の答え

厚木市

親の 答え



相続する前に
すべきこと

1 家族で事前に話し合おう

子が別の場所で新しい生活を送っている場合は、両親の家に移り住むことが難しいことも多いようです。

自分の家を誰が引き継ぐのか、誰が管理するのか、売却して良いのかなどを家族で事前に話し合い、大切な家を良き財産として引き継げるよう準備しておきましょう。



2 遺言書を書いておこう

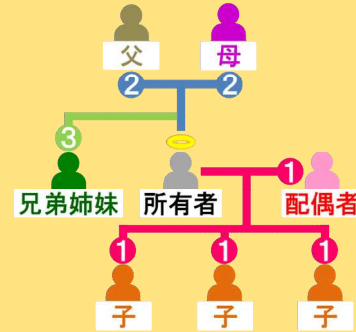
遺言書に書かれた内容は、法定相続※より優先されます。家族で話し合った結果などを遺言書に残し、相続関係を明確にしておきましょう。

きちんとした相続手続きをせずに何世代も放置すると、相続人が数十人、数百人に及び、話がまとまりづらくなってしまふことがあるので注意しましょう。



※法定相続の順位

- 第1順位：配偶者と子
- 第2順位：父母
- 第3順位：兄弟姉妹



3 専門家に相談しよう

相続手続には、名義変更や相続税、相続人の決定など、解決しなければならない問題がたくさんあります。悩みに合わせて、弁護士や司法書士、税理士などの専門家に相談しましょう。

無料相談会などが開催されることもあるので、上手に活用しましょう。また、市の総合相談コーナー（裏面参照）でも無料で相談できます。



子の 答え



相続した後に
すべきこと

1 家をどうするか決めよう

親から家を相続したら、住むのか、売却するのか、維持するのかを、早めに決めましょう。

住まないまま放っておくと、家の老朽化が進み、後から改修や解体などに掛かる費用がかさむばかりか、周囲に迷惑が掛かってしまいます。

しばらく住まない場合は、適正に管理するか、資産価値のあるうちに売却する、もしくは駐車場などとして土地を活用するなど、早めに決断しましょう。

2 適正に管理しよう

維持することに決めたら、大切な家を適正に管理しましょう。

◎月1回の定期点検とお手入れを

右の図を参考に点検しましょう。また、大雨や台風、地震の後も、必ず点検しましょう。

◎半年に1回は、しっかりとしたお手入れを

室内の清掃、庭木のせん定、除草などをしましょう。建具などに不具合が見つかった場合は、大工さんなどに依頼し、早めに対処しましょう。

◎不審者の侵入予防を

見通しを良くし、人感センサー付の照明器具などを設置すると効果的です。もしもの火災や盗難に備え、火災保険への加入もおすすめです。

●家の点検とお手入れのポイント●

